



●印:実施済(完了) ▲印:実施中(着手、継続実施) ○印:未実施(予定含む) —印:実施予定無し \*印:R3年無回答

■ハッチ:対象外 ■ハッチ:R3年度に進捗のあった取組

具体的な取組の柱			実施する機関																																気象庁				水資源機構				鉄道事業者					利根川上流河川事務所		その他の機関等																									
事項	具体的取組	主な内容	目標時期	1古河市	2常総市	3取手市	4守谷市	5坂東市	6五霞町	7境町	8足利市	9栃木市	10佐野市	11小山市	12野木町	13伊勢崎市	14太田市	15館林市	16玉村町	17板倉町	18明和町	19千代田市	20大泉町	21邑楽町	22さいたま市	23熊谷市	24川口市	25行田市	26加須市	27本庄市	28春日部市	29羽生市	30鴻巣市	31深谷市	32上尾市	33草加市	34越谷市	35桶川市	36久喜市	37北本市	38八潮市	39三郷市	40蓮田市	41幸手市	42吉川市	43白岡市	44伊奈町	45上里町	46宮代町	47杉戸町	48松伏町	49野田市	50柏市	51流山市	52我孫子市	53足立区	54葛飾区	55江戸川区	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	水資源機構	気象庁	東武鉄道株式会社	東武旅客鉄道株式会社	東京地下鉄株式会社	関東鉄道株式会社	秩父鉄道株式会社	埼玉高速鉄道株式会社	首都圏新都市鉄道株式会社	利根川上流河川事務所	地域住民
13	自治体や住民の視点に立った浸水シミュレーション情報の提供	・市区町別に、注視すべき水位観測所や、破壊すると氾濫水が到達する堤防区間と浸水シミュレーション結果を示した資料の作成とホームページでの提供	平成29年度から順次実施																																																																								
	立ち退き避難が必要な浸水危険区域情報の提供	・家屋倒壊、氾濫水の最大深度の観点から立ち退き避難が必要なリスクの高い区域の表示	平成29年度から順次実施																																																																								
E) 避難計画、情報伝達方法等の改善																																																																											
15	洪水時における河川管理者からの情報提供等(ホットラインの構築)	・毎年、出水期前に協議会において連絡体制を確認。洪水対応訓練や避難訓練等を実施し、明らかになった課題等を通してタイムラインを検証し、必要に応じて改定。	令和元年度から順次実施																																																																								
16	住民等への情報伝達方法の改善	・高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達の体制や機器等の整備 【鉄道事業者】 ・災害発生のおそれのある降雨により、関係市区町村が住民等に向けて避難勧告等の発令を行った際に駅や列車内の広報、情報伝達を行う。	平成28年度から順次実施																																																																								
17	市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	・協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。	令和元年度から順次実施																																																																								
18	リアルタイム情報の提供やプッシュ型洪水予報の情報発信	・避難行動のきっかけとなる洪水予報等のリアルタイム情報のプッシュ型配信 【鉄道事業者】 ・災害発生のおそれのある豪雨の際に、河川管理者が発信している河川水位情報やCCTVカメラ画像等のリアルタイム情報や洪水予報を駅や列車内の広報危機によって発信する。	平成28年度から順次実施																																												活用																												
19	避難指示等の発令基準の改善	・高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令基準の改善	継続して実施																																																																								
20	避難場所・避難経路の再確認と改善	・避難誘導にあたる組織や関係機関、学校や社会教育施設への対応、要配慮者・避難行動要支援者への対応 【鉄道事業者】 ・利根川等の氾濫を想定し、職員の避難場所・避難経路の確認、改善を行う。利根川等の氾濫を想定し、車両の退避場所の検討を行う。	継続して実施または平成28年度から順次実施																																																																								
				令和元年度から順次実施																																																																							
21	避難誘導体制の充実	・避難誘導にあたる組織や関係機関、学校や社会教育施設への対応、要配慮者・避難行動要支援者への対応 【鉄道事業者】 ・利根川等の氾濫のおそれのある豪雨の際に、駅や列車等の乗降客及び職員の避難誘導を円滑に行う体制を検討し充実させる。	継続して実施																																																																								







